

古着 など、不用 なものはありませんか？

訪問買取の勧誘電話に注意！

突然の電話で、不用品を買い取りたい、価値のなさそうな物でも海外で売れる、壊れていても部分的に使える、査定無料、と言葉巧みに勧誘し、自宅を訪問しようとする悪質な訪問購入の被害が後を絶ちません。

事例 突然、「着なくなった洋服や使わなくなった食器はありませんか？」と、不用品回収業者から自宅に電話があり、「価値のありそうなものはない」と断ったところ、「Tシャツ1枚でもいい、ちょうど近所を回るのでついでに無料の査定だけでも」と言うので、洋服を処分できればと思い、来訪を了承した。



翌日業者がやってきて、洋服の写真を撮影し、本部に送って査定をすることになった。「待っている間に査定だけさせていただきます、ネックレスや指輪などの貴金属はありませんか？」としつこく聞かれ、断り切れずネックレスを見せたところ、いつのまにか買取契約の話になって、安く買い取られてしまった。

- ◇ 事前の約束と違う物品の買い取りを勧誘することは法律で禁止されています。自宅で買い取られた物品は一部の例外を除き、クーリング・オフが適用され、引き渡した物品の返却や受け取った代金の返却をすることができます。
- ◇ 不用品買取の勧誘電話で自宅訪問の約束を取り付ける業者の目的は、貴金属等を格安で買い取ることです。不要な勧誘はきっぱり断りましょう。
- ◇ 固定電話に通話録音装置等をつけると、しつこい勧誘などの迷惑電話を防ぐ効果が期待できます。10月末まで、高齢者対象の購入補助金制度を活用できますので、不安な方は検討してみましょ。申請をされる方は、区役所や公民館等にある案内チラシをご覧の上、機器等の購入前にお電話ください。補助金の問合せ・予約 ☎043-207-3601~03



まずはお電話で！

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話 ☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く